



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



## コラム



新年明けましておめでとうございます。

今年の休みは長い連休が取れた方多いと思いますが、いかがお過ごしでしたでしょうか。休みになればあつという間に過ぎ去ってしまいましたが、新年明けたところで心機一転、目標に向けて一緒にがんばりましょう！！というわけで、今年の目標を事務所職員で発表いたします。

- 高橋の目標・・・北アルプスの奥穂高岳に登頂します！
- 石原の目標・・・高速道路を制覇します！
- 山田の目標・・・絶世の美女を彼女にして、愛車で湘南にドライブに行きます！！
- 二戸の目標・・・タバコをきっぱりやめます！！絶対に！男に二言はありません！
- 佐藤の目標・・・ハーフマラソン完走！！ホモキャラを卒業し、本物の男になります！

皆様も今年の目標を決めてみてはいかがでしょうか。目標に達せなかった場合、野次飛ばしてくださいね。

高橋弘孝

### Q 社会福祉の問題：老人はどんな福祉サービスを受けられるか

高齢化社会が進み、老人が増えてきたことから、社会福祉が問題となってきていますが、老人は現在の老人福祉法によってどんな福祉サービスを受けることができるのでしょうか。

A

老人（ここでは原則として 65 歳以上の人をいいます。）は、老人福祉法により、各種の老人福祉サービスの提供を受けることができます。具体的には居宅における介護、老人ホームへの入所、国や地方公共団体による敬老の日の行事や、各種の老人福祉の増進事業などがあります。

#### 〔老人福祉法〕

老人福祉法は、「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」ことを基本理念と定め、必要な措置を講ずることにより老人の福祉を図ることを目的として定められた法律です。そして、老人は老齢にともなう心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持するなどして社会的活動に参加するよう努めるものとされ、また、その希望と能力とに応じて、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとするされています。なお、老人福祉法の増進の責務は、国及び地方公共団体が負っており、民間事業者の参入については、都道府県知事への届け出を要することになっています。

#### 〔敬老の日の行事〕

毎年9月の第三月曜日は「敬老の日」と定められ、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日とされていますが、老人福祉法では、「老人の日」（9月15日）及び「老人週間」（9月15日から21日まで）を設け、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すことを定めています。敬老の日には、各地の公民館などで演芸やゲームなどが行われています。

#### 〔老人居住生活支援事業〕

身体や精神に障害があるため、日常生活に支障がある老人で、介護保険法の各種介護サービスを利用することが、著しく困難な人は、老人福祉法の福祉の措置を受けることができます。

- ① 老人居宅介護等事業
- ② 老人デイサービス事業
- ③ 老人短期入所施設事業
- ④ 小規模多機能型居宅介護事業
- ⑤ 認知症対応型老人共同生活援助事業

同時に、必要に応じた日常生活用具の給付・貸付を受けることもできます。

#### 〔老人ホームへの入所など〕

環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護を受けることができない老人は、養護老人ホームに入所することができます。また、身体上または精神上の障害が著しいため常時の介護を必要とし、かつ、居宅において受けることができず、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設または介護老人福祉施設に入所することができない場合は、特別養護老人ホームに入所することができます。

また、このほかにも軽費老人ホームや有料老人ホームなどがあり、それぞれの基準・契約内容などに従って入所することができます。

〔老人福祉増進事業〕

地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければなりませんので、そのような行事などがある場合には参加することができます。

〔参考となる法令など〕

老人福祉法 2 条、3 条、5 条、5 条の 2、5 条の 4、10 条の 4、11 条、13 条、29 条



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に→過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き